

○財務省告示第二百八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年五月二十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百九 回、第三百十回、第三百十一回、 第三百十二回、第三百十五回、 第三百十九回、第三百二十二回、 第三百二十三回及び第三百二十 九回）及び利付国庫債券（二十 年）（第四十九回、第五十四回、 第五十五回、第七十四回、第七 十六回、第八十一回、第八十三 回、第八十六回、第九十八回、 第三百三回、第三百四回、第三百一 回及び第三百十七回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

十 十 十
七 六 五

利 象 各 準 入 償 償
回 国 発 と 札 還 還
り 債 行 す の 金 期
の 対 る 基 額 限

十 四
利 子

均 買 業 七 銘 額 (各 日 日 う 算 と 発 第
 値 参 協 年 柄 面 別 各 日 日 う 算 と 発 第
 の 考 会 五 毎 金 表 の 各 日 日 う 算 と 発 第
 単 統 が 月 の 額 と 各 日 日 う 算 と 発 第
 利 計 発 二 基 百 と 各 日 日 う 算 と 発 第
 利 値 表 十 準 円 お り) 各 日 日 う 算 と 発 第
 回 表 し 一 回 つ) 各 日 日 う 算 と 発 第
 (掲 公 付 は き 各 日 日 う 算 と 発 第
 平 載 社 日 平 円 各 日 日 う 算 と 発 第
 成 さ 債 日 本 成 各 日 日 う 算 と 発 第
 二 れ 店 本 証 二 各 日 日 う 算 と 発 第
 十 た 頭 証 二 各 日 日 う 算 と 発 第
 七 平 売 券 十 各 日 日 う 算 と 発 第

る 金 受 居 に あ 者 債 乘 金 に の 口 る に
 。 額 け 住 よ る が が を じ 額 よ に 座 も 係 発
) 所 又 算 合 居 非 発 行 金 百 算 い 記 と 所 時
 控 得 は 出 に 住 者 居 行 時 額 分 出 し は 又 て 税 にお
 除 税 外 し は 者 に (又 お た 十 金 前 記 替 源 が い
 す の 国 た ` 外 は 国 取 ` 一 五 当 算 の れ 簿 収 そ
 る 税 法 人 額 に (一) 該 算 の れ 簿 収 そ
 こ 率 を 適 用 該 算 の れ 簿 収 そ
 が 乗 じ た き

(二)

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額） （額面金額）
（利付） （第十三年） （付国庫） （回） （百二十九） （債） （券）	○・九%	平成十年三月二十二日	三十七億円
（利付） （第十三年） （付国庫） （回） （百十五） （債） （券）	一・二%	平成六年三月二十三日	百億円
（利付） （第十三年） （付国庫） （回） （百十二） （債） （券）	一・二%	平成十年三月二十二日	九億四百四十七円
（利付） （第十三年） （付国庫） （回） （百十一） （債） （券）	○・八%	平成九年三月二十二日	五十五億円
（利付） （第十三年） （付国庫） （回） （百十） （債） （券）	一・〇%	平成九年三月二十二日	五百七十五億円
（利付） （第十三年） （付国庫） （回） （百九） （債） （券）	一・一%	平成六年三月二十二日	七億円

（別表）

十八 元利金支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

平成二十七年五月二十五日

財務大臣から通知を受けた者

訂正された場合には、訂正後の
日本銀行（利回り）とする。

年五月二十一日午前九時以前に

（（利 第二付 百十国 三年庫 回）債 券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 八）債 回）券）	（（利 第二付 八十国 十年庫 六）債 回）券）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 回）券）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回）券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 六）債 回）券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 四）債 回）券）	（（利 第二付 五十国 十年庫 五）債 回）券）	（（利 第二付 五十国 十年庫 四）債 回）券）	（（利 第二付 四十国 十年庫 九）債 回）券）	（（利 第九回 第三年 ）））庫 百）債 二十）券）	（（利 第三回 第三年 ）））庫 百）債 二十）券）
二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 九 %
六平 月成 二四 十日 年	日年平 九成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十八	十年平 日十成 二三 月十七 二十七	日年平 九成 月三 二十七	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十六 二十六	一年平 日三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十三 二十三	二年平 日三成 月三 二十三	日年平 六成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十四
四十 億 円	三千 億二 百六 十	三億 円	四十 三億 円	八億 円	八十 六億 円	億五 百九 十五	五億 円	三億 円	二億 円	億五 百三 十五	億五 百九 十一

（（利 第二付 百十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 百十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 百十国 四年庫 回）債 ） 券
二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %
日 年 平 三 成 月 四 二 十 十 二	日 年 平 六 成 月 四 二 十 十 一	六 平 月 成 二 四 十 十 日 年
五 十 億 円	五 億 円	六 億 円